

生産行程管理業務規程

平成 30 年 5 月 12 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒049-4397）北海道瀬棚郡今金町字今金 141 番地（ホッカイドウセタナグンイマカネチョウアザイマカネ 141 バンチ）

名称（フリガナ）：今金町農業協同組合（イマカネチョウノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：今金町農業協同組合代表理事組合長 小田島 親守

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-imakane.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（馬鈴しょ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：今金男しゃく（イマカネダンシャク）、Imakane Danshaku

4 明細書の変更

今金町農業協同組合（以下「JA 今金町」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

生産者は、圃場の場所や種芋の必要量を記載した「種子馬鈴薯申込書」を提出期限までに JA 今金町に提出する。JA 今金町は、その記載内容を確認後、JA 今金町が一元的に管理している種芋を配布し、配布状況を記録する。

(2) 栽培方法の確認

JA 今金町は、作付け前に男爵品種の圃場に適するか、全ての作付け予定圃場において害虫等の検査を実施する。検査結果が男爵品種の生産に適さない場合は作付けを行わない。

JA 今金町は、年一回以上全生産者の全圃場を現地調査することとし、(1) で生産者が申し込んだ種芋の必要量と「農地管理台帳」に示されている生産面積が整合しているかを確認し、「馬鈴薯調査票」に記録する。

また、収穫前には、生産者にライマン価の測定を義務付け、その測定結果を「ライマン計測表」に記録する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

JA 今金町は、生産者が出荷前に一週間程度の風乾貯蔵を行っていることを以下の方法により確認する。

- ① 選果ラインにかけてしまうと皮が薄いため皮剥けしてしまう早出し馬鈴薯は、生産者が提出する「野菜出荷伝票」の記載内容で確認を行う。
- ② 慣行栽培の馬鈴薯は出荷及び選果する際に「男爵受入伝票」及び「男爵選果歩合表」に記録する。

なお、明細書に記載の各基準が厳守されていないことが疑われた場合には、JA 今金町は当該生産者に対して現地調査を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法の確認

JA 今金町は明細書に記載の栽培方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、JA 今金町は、該当生産者を除名することができるものとする。

(2) 出荷規格・最終製品の確認

JA 今金町は、出荷規格を満たさない馬鈴薯については、地理的表示である「今金男しゃく」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

(3) 講習会による指導

JA 今金町は、年に1回以上、構成員である全生産者に対し、研修会の機会を設け、明細書に記載の生産地、特性、生産の方法の各基準を厳守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) JA 今金町は、5 (3) の確認の際に、明細書に記載の各基準をいずれも満たしている馬鈴薯についてのみ、地理的表示である「今金男しゃく」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「今金男しゃく」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（梱包の段ボール等）についても確認する。

(2) JA 今金町は、(1) の確認の際に、以下の馬鈴薯があるか否かを確認する。

- ① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていない馬鈴薯であるにもかかわらず地理的表示である「今金男しゃく」及び登録標章が使用されている馬鈴薯
- ② 地理的表示である「今金男しゃく」のみが使用されている馬鈴薯
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「今金男しゃく」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている馬鈴薯

8 地理的表示等の使用の指導

(1) JA 今金町は、出荷の確認の際に、以下に該当する場合は、生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、

JA 今金町は、当該生産者について出荷停止等の処置を行うとともに、該当生産者を除名することができるものとする。

- ① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていない馬鈴薯であるにもかかわらず、地理的表示である「今金男しゃく」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「今金男しゃく」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「今金男しゃく」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 講習会による指導

JA 今金町は 6 (3) に記載の研修会の機会において、構成員である全生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

JA 今金町は、2月1日から翌年1月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実施報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
JA 今金町が作成した検査記録
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

JA 今金町は前記9(2)により作成提出した資料に加え、以下の書類を営農部事務所に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- (1) 種子馬鈴薯申込書
- (2) ライマン計測表
- (3) 農地管理台帳
- (4) 野菜出荷伝票
- (5) 男爵受入伝票
- (6) 男爵選果歩合表

11 連絡先

